

食品接触材料安全センターメールマガジン No.47（2022年9月下旬号）を発行致しましたのでご覧ください。

■PL 制度における既存物質の再整理と PL 制度の改編について

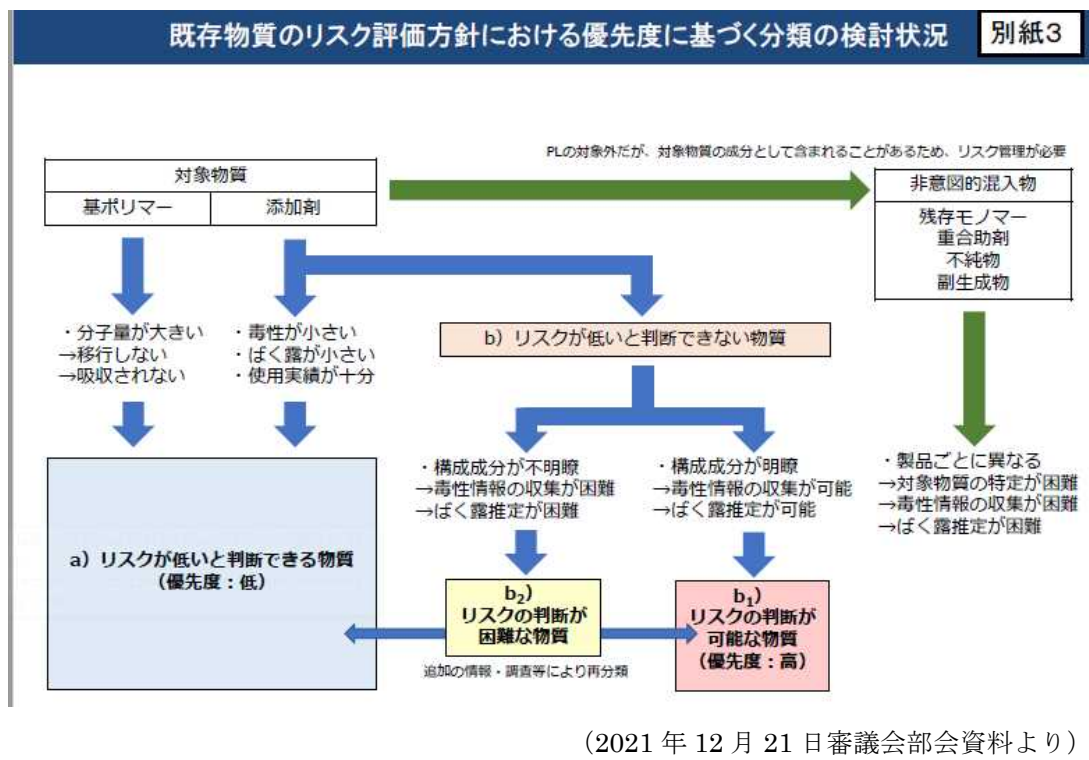
PL 制度における既存物質の再整理と PL の改編について

改編 PL の中で、既存物質のリスク評価の進展が注目されています。ここではこのテーマを取り上げます。

PL を構成する基ポリマー添加剤について、基ポリマーは一般に分子量が大きいため、器具・容器包装に接触する食品に移行しにくく、仮に移行したとしても消化器系で吸収されにくいと考えられます。

これにより、添加剤が主たる評価対象となります。評価に係る毒性情報と暴露情報において、前者については一般には既存の DB の調査、QSAR によるスクリーニング、一部には変異原性試験が行われ、一方、後者については一般にはシミュレーションによる推定、一部には 2021 年 10 月頃会員対象に行われたアンケート、2022 年 4 月公表された表（留保）への意見提出により評価が進んでいます。

こうしたプロセスを経て依然としてリスクの判断が困難とされた物質について、厚労省は関連の企業に更なる情報或いはサンプルの提供を求め、リスク評価を進めていますので、可能な範囲で前向きに協力頂きますようお願いいたします。



■食品接触材料安全センター2022年度事業計画について

食品接触材料安全センター2022年度事業計画

このコラムは、食品接触材料安全センターの2022年度事業計画をシリーズで紹介しています。事業計画は、2022年3月17日第3回センターの運営役員会で審議され、同25日（一財）化学研究評価機構の理事会で承認されました。また6月2日センター協議会第2回会員総会で報告されました。

今回は安全センター協議会の運営について、既に実施されたものについてその実施日とともに紹介します。

安全センター協議会の運営

1) 会員総会

第2回の会員総会を6月2日に書面にて開催した。2021年度の事業報告及び決算報告（案）を審議するほか、現会長、副会長、運営役員の任期が1年となっているところ、改選を行った。

2) 運営役員会、各委員会、各部会

昨年度に引き続き、各会合を運営していく。委員会に関しては各委員長の任期が1年となっているところ、改選を行う。部会に関しては、会員の申請に基づく設置を事務局が支援する。

3) 諮問委員会

食品接触材料安全センター運営規定第15条に定められている諮問委員会を、5月26日に開催した。

4) 会費の特例の扱い

安全センター会員規則別表年会費及び入会金（第6条関係）ただし書において、旧ポリ衛協、旧塩食協に会員として加入していた事業者を対象とした会費の特例は2022年までに見直し、2023年度会費に反映させることとされているところ、本件特例の扱いについて検討を行い、同会員規則を改正し、2023年度の会費より反映させる。

■お知らせ

※参考文献集（91）を発行しました。会員向けページ>技術参考資料・参考文献集からご一覧ください。

食品接触材料に関する内外の動き

●農水省「令和3年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち輸出環境整備緊急対策事業（輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち輸出先国の規制に対応した製品仕様の変更及び食品接触材に係る規制対応支援事業）の追加公募について（4次公募）」

https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/yusyutu_kokusai/220901_092-1.html

●環境省「令和4年度脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業（補助事業）（うち、①化石由来プラスチックを代替する省CO₂型バイオプラスチック等（再生可能資源）への転換及び社会実装化実証事業及び②プラスチック等のリサイクルプロセス構築及び省CO₂化実証事業）の四次公募について」

https://www.env.go.jp/press/press_00526.html

●国家食品衛生委員会「ラクターゼを含む7つの「3種の新規食品」を発表」2022年9月7日

<http://www.nhc.gov.cn/sps/s7892/202209/6da6db349ff145288f33040de18b80be.shtml>

2-(5-クロロ-2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-6-(1,1-ジメチルエチル)-4-メチルフェノールなど4つの食品関連製品が認可された。

●国務院「国務院弁公庁商品の過剰包装管理の更なる強化に関する通知」2022年9月8日

http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-09/08/content_5708858.htm

●欧州委員会コミトロジーレジスタ「REACH 附属書XVIIを合成ポリマー微粒子の観点で改正する xxx 付け欧州委員会規則（EU）.../...」2022年9月23日審議

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/documents/083921/1/consult?lang=en>

●欧州官報「包装材料を、安全で、手頃な価格で、環境に優しい産業にすることに関する欧州経済社会委員会の意見」2022年8月26日

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.C .2022.323.01.0019.01.ENG&toc=OJ%3AC%3A2022%3A323%3ATOC>

●ECHA 「SVHC」 2022 年 9 月 2 日

<https://echa.europa.eu/substances-of-very-high-concern-identification>

「SVHC」 メラミン

<https://echa.europa.eu/substances-of-very-high-concern-identification/-/substance-rev/70908/term>

「附属書 XV レポート REACH57 条に設定された基準に基づき、ある物質を SVHC に指定する提案」 メラミン

<https://echa.europa.eu/documents/10162/7e0e4a95-b942-350e-ba7d-7cf7aa652ab8>

REACH 第 57 条(f)による SVHC 指定

●Curia 「2022 年 9 月 8 日提出された SZPUNAR 法務長官の意見」

<https://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=265083&pageIndex=0&doclang=EN&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=1234449>

9 月 8 日欧州法務長官は、BPA の内分泌かく乱性状による SVHC 指定を巡って行われた PlasticsEurope による ECHA への提訴 (3 回目) につき、その主要部分が根拠はないとして却下するよう司法裁判所に提言した。PlasticsEurope による過去 2 回の提訴はいずれも敗訴となっている。

●蘭 RIVM 「材料のリサイクル、安全性と持続可能性の評価における必要性と考慮事項」

<https://www.rivm.nl/publicaties/recycling-of-materials-needs-and-considerations-in-assessment-of-safety-and>

●GlobalHealth 「ミンデルー財団ーモナコ委員会 プラスチックと人の健康に関する発表」 2022 年 8 月 25 日

<https://www.annalsofglobalhealth.org/articles/10.5334/aogh.3916/>

ミンデルー財団はオーストラリアの環境団体で、海洋保護の観点から世界のプラスチック汚染のマッピングを作成している。

●英国毒性学委員会 「二酸化チタンの遺伝毒性のレビュー：欧州委員会サブグループと方法論」 2022 年 9 月 6 日

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1081219/COM_Meeting_9_June_2022.zip

●ドイツ環境省「ドイツはプラスチック汚染に反対する国際的連盟に加盟」2022年8月22日

<https://www.bmuv.de/pressemitteilung/deutschland-tritt-der-internationalen-koalition-gegen-plastikvermuellung-bei>

プラスチック環境問題に急進的で国連でも活動している High Abbtion Coalition への加盟。

●EPA「パーフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びパーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) の CERCLA (注: スーパーファンド法) 有害物質としての指定提案」2022年8月26日

<https://www.epa.gov/superfund/proposed-designation-perfluorooctanoic-acid-pfoa-and-perfluorooctanesulfonic-acid-pfos>

WTO 通報「G/TBT/N/USA/1915」2022年9月7日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN22/USA1915.pdf&Open=True>

●9月7日タイ WTO 通報 下記合成染料について業界基準適合を踏まえ規則「プラスチック容器の規格基準」B.E. 2565(2022)適合を通知

Direct Dye (TIS 739-2563(2020)) G/TBT/N/THA/590/Add.1

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN21/THA590A1.pdf&Open=True>

Reactive Dye (TIS 740-2563(2020)) G/TBT/N/THA/591/Add.1

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN21/THA591A1.pdf&Open=True>

Vat Dye (TIS 760-2563(2020)) G/TBT/N/THA/592/Add.1

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN21/THA592A1.pdf&Open=True>

Sulphur Dye (TIS 2344-2563(2020)) G/TBT/N/THA/593/Add.1

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN21/THA593A1.pdf&Open=True>

Acid Dye (TIS 2532-2563(2020)) G/TBT/N/THA/594/Add.1

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN21/THA594A1.pdf&Open=True>

「省令 B.E. 2559」

http://www.ratchakittha.soc.go.th/DATA/PDF/2565/A/051/T_0093.PDF

●UNEP「プラスチック汚染に対し法的拘束力のある手段を開発する政府間交渉委員会第1回会合(INC-1)」 2022年11月28日-12月2日、Punta del Este,ウルグアイ
<https://www.unep.org/events/conference/inter-governmental-negotiating-committee-meeting-inc-1>

詳細情報は、会員向けページ「安全衛生情報（月度発刊）」をご覧ください。

■■ 食品接触材料安全センターメールマガジン 配信方法の見直しについて ■■

日頃は食品接触材料安全センターメールマガジンをご愛読頂きありがとうございます。本メールマガジンは、食品接触材料分野の最新情報を紹介することをメインに、センター会員への情報提供ツールとしてスタートしましたが、このたびメールマガジンの配信方法を見直し、メールマガジン No. 26以降につきましては食品接触材料安全センター会員窓口の方に限定して配信させていただくことになりました。

これまで通りホームページにメールマガジンを掲載してまいりますので、会員企業におられる窓口以外の方、会員以外の方はホームページからご覧ください。

(<https://www.jcii.or.jp/publics/index/164/>)

ご不便をおかけしますが、ご理解のうえご協力頂きますようお願い致します。

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料のPL制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/publics/index/98/>

ー JCIIの個人情報の取扱いに関しましては、JCIIホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。(<https://www.jcii.or.jp/publics/index/9/>)

ー 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。(info-fcmsg@jcii.or.jp)

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(発行)

一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) 食品接触材料安全センター

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階

Tel : 03-5244-9363 e-Mail : info-fcmsec@jci.or.jp

URL : <https://www.jci.or.jp/publics/index/65/>